

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成20年10月20日に、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可第〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇〇〇）の事業年度終了報告書（決算期が平成19年6月～平成20年5月に関わるもの）の工事経歴書に記載がある岡山県の発注に係る直接施工届、現場代理人等の指名通知書、現場代理人等の変更通知書、工期が分かるもの（工期と契約工事名が分かるもののみ。表紙と最後に分かれば2枚でいいです。）、現場代理人及び主任技術者等が全て分かるもの、下請届出書一式。条例第9条の規定による公益上の理由による裁量的開示を強く切に求める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可第〇〇〇〇〇号）に係る〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇〇〇（以下「工事1」という。）、〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇〇〇（以下「工事2」という。）、〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇〇〇（以下「工事3」という）における下記①～⑤の文書

①直接施工届（以下「文書①」という。）

②現場代理人等の指名通知書（主任技術者を含む。）（以下「文書②」という。）

③現場代理人等の変更通知書（主任技術者を含む。）（以下「文書③」という。）

④工期が分かるもの（以下「文書④」という。）

⑤下請届出書一式（以下「文書⑤」という。）

を特定した上で、別表のとおり、その一部が条例第7条第2号若しくは第3号に該当すること、又は取得していないため保有していないことを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年10月29日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年12月15日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年12月26日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に

係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄して全部開示決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

社会正義実現と公共の福祉向上と社会秩序の維持のため、公益上の理由による開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 文書の不存在について

(1) 工事2に係る文書①

直接施工届は、下請負に付す予定のない工事について、契約時に提出が義務づけられているものであり、下請負を予定している工事については下請負届出書を提出することとなっている。工事2については、下請負届出書が提出されているため、直接施工届は提出されておらず、文書①は存在しないため非開示とした。

(2) 工事2に係る文書③

現場代理人等の変更通知書については、現場代理人等の変更があった場合に提出が義務づけられているものであり、変更がない場合に提出されることはない。工事2においては、その該当がないため提出されておらず、文書③は存在しないため非開示とした。

2 文書の一部開示について

(1) 工事3に係る文書③

工事3に係る文書③に記載された現場代理人の氏名は、工事期間中は、工事責任者として工事看板により公にされる情報であるが、工事竣工後は公にされることはない。工事3は既に竣工しているため、現場代理人の氏名は条例第7条第2号の個人情報に該当するため非開示とした。

(2) 工事1、2及び3に係る文書⑤

文書⑤中の見積書に記載された単価及び金額については、各下請業者の経営方針等に関する情報又は営業上のノウハウに関する情報であり、また、契約書に記載された請負代金の支払いの時期及び方法は、各下請業者の財務状況や経営方針等に関する情報であり、これらは公にされているものでなく、当該情報を開示することで、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため条例第7条第3号に該当するので非開示とした。

3 異議申立ての趣旨及び理由に対する意見

異議申立ての趣旨が不明であり、情報公開及び個人情報保護の趣旨に沿って、通常非開示としている部分について非開示としている当該一部開示決定の非開示部分を開示すべき理由はなく、本件処分は妥当であると考えます。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、工事1に係る文書⑤、工事2に係る文書①、③及び⑤、工事3に係る文書③及び⑤である。

2 本件対象公文書の存否について

(1) 工事2に係る文書①

実施機関は、直接施工届は、下請負に付す予定のない工事について、契約時に提出が義務づけられているものであり、下請負を予定している工事については下請負届出書を提出することとなっているが、工事2については、下請負届出書が提出されているため、直接施工届は提出されておらず、文書①は存在しないため非開示としたと説明する。

実施機関において、直接施工届は、工事請負契約について下請負に付する予定がない場合に請負者から提出を求めているものであるが、工事2については、下請負届出書が提出されていることが当該工事に係る文書⑤から確認でき、また、異議申立人からは、請負者から実施機関に工事2に係る直接施工届が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書工事2に係る文書①について取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

(2) 工事2に係る文書③

実施機関は、現場代理人等の変更通知書については、現場代理人等の変更があった場合に提出が義務づけられているものであり、変更がない場合に提出されることはなく、工事2においては、その該当がないため提出されておらず、文書③は存在しないため非開示としたと説明する。

実施機関において、現場代理人等の変更通知書は、現場代理人等の変更があった場合に提出を義務付けているものと認められるが、工事2に関して、異議申立人からは、請負者から実施機関に当該通知書が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書工事2に係る文書③について取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当

である。

3 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示することとしている。何人も知り得る状態に置かれている情報については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないためである。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

4 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記3で示した非開示条項及び裁量的開示の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書工事3に係る文書③において非開示とされているのは、現場代理人の氏名であるが、これが条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であつ

て、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであることは明白である。

また、現場代理人の氏名は、工事期間中は工事現場の工事看板等に掲出されているが、それは一時的に限られた場所において確認できるに過ぎないもので、何人も知り得る状態にあるとは言えず、条例第7条第2号ただし書イに該当するものとは認められない。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書工事1、2及び3に係る文書⑤において非開示とされているのは、見積書に記載された単価及び金額並びに契約書に記載された請負代金の支払いの時期及び方法に係る部分である。

実施機関は、見積書に記載された単価及び金額は、各下請業者の経営方針等に関する情報又は営業上のノウハウに関する情報であり、また、契約書に記載された請負代金の支払いの時期及び方法は、各下請業者の財務状況や経営方針等に関する情報であり、これらは公にされているものでなく、当該情報を開示することで、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため非開示としたと説明する。

建設工事下請負契約書及び見積書は、公共工事の下請契約及びその下請契約を締結するに当たり作成された書類であり、いずれも企業間の取引に係る書類である。そして、非開示とされた見積書に記載された単価及び金額は、下請業者が見積額を算出する際の積算内訳が分かる情報であり、当該下請業者の経営方針に関する情報及び営業上のノウハウに関する情報と認められ、これらが公開されると当該下請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、非開示とされた建設工事下請負契約書に記載された支払時期及び支払方法（現金：手形の割合等）は、元請業者と下請業者の間で締結された契約の内容の一部が分かる情報であり、両者の経営方針及び財務状況に関する情報並びに営業上のノウハウに関する情報と認められ、これらが公開されると当該元請業者及び下請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、本件対象公文書工事1、2及び3に係る文書⑤中に見積書に記載された単価及び金額並びに同文書中の契約書に記載された請負代金の支払いの時期及び方法については、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記（1）及び（2）において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

(4) 公文書一部開示決定通知書の記載等について

実施機関は、公文書一部開示決定通知書において、前記（1）及び（2）のほか、本件対象公文書工事1、2及び3に係る文書⑤について条例第7条第2号該当を理由に個人情報に係る部分を、また、本件対象公文書工事1に係る文書⑤について同条第3号該当を理由に「見積書の単価」に係る部分を非開示とする記載を行っている。

るが、実際にこれらの文書にそれぞれの理由で非開示とした部分は存在しておらず、公文書一部開示決定通知書の当該記載は適正なものではない。

しかしながら、上記について非開示とした部分が存在しないことは、開示行為により明らかとなっていることから、当該非開示の決定については、決定通知書の一部に不適正な記載が認められるものの、開示行為を含めて判断すると妥当である。

また、本件対象公文書工事1、2及び3に係る文書⑤の見積書について、実施機関が実際に開示した公文書を確認したところ、見積書頭書の合計額は開示している一方で、それ以外の合計額（消費税の金額及びその金額を合計額から除いた金額を含む。以下同じ。）は開示していないことが認められるが、公文書一部開示決定通知書の記載においては見積書頭書の合計額を非開示としていない。こうしたことからすれば、実施機関は開示の実施に当たってそれ以外の合計額を誤って非開示の扱いとしたものと考えられる。

この点については、非開示とされている情報は他の箇所で開示されていることから、実質的な問題は生じないとしても、審査会としては、実施機関には、今後、開示に当たっては慎重かつ適切に事務処理を行うよう望むものである。

5 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については決定通知書の一部に不適正な記載が認められるものの、開示行為を含めて判断すると妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年12月26日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年2月6日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年4月1日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年5月28日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年6月25日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成22年7月30日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成22年11月24日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月15日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。

平成23年2月14日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成23年3月30日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	審査会第3回目まで審議
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	
井 田 千津子	弁護士	審査会第4回目から審議

別表

工 事 名	開示しない部分	内示しない理由
<p>1 ○○○○○○○工事○○ ○○○○</p>	<p>⑤下請届出書一式のうち、見積書の単価、金額、支払いの時期及び方法、主任技術者以外の個人情報</p>	<p>条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報で、事業運営上の地位などが損なわれるため。 条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
<p>2 ○○○○○○○工事○○ ○○○○</p>	<p>①直接施工届 ③現場代理人等の変更通知書</p>	<p>取得していないため保有していない。</p>
	<p>⑤下請届出書一式のうち、見積書の単価、金額、支払いの時期及び方法、主任技術者以外の個人情報</p>	<p>条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報で、事業運営上の地位などが損なわれるため。 条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
<p>3 ○○○○○○○工事○○ ○○○○</p>	<p>③現場代理人等の変更通知書のうち、新現場代理人の氏名</p>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
	<p>⑤下請届出書一式のうち、見積書の単価、金額、支払いの時期及び方法、主任技術者以外の個人情報</p>	<p>条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報で、事業運営上の地位などが損なわれるため。 条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>